

補助金交付の流れ【木造住宅建替助成事業】

対象住宅

- ・ S56年5月31日以前に建築された住宅及び工事中であった耐震性のない住宅
- ・ 建替え工事については、当該住宅の敷地（隣接する土地を含む）又はその一部に居住するために継続して利用する住宅を建築する工事であること、新築住宅が省エネ基準に適合すること

補助金交付の申請

- ① 申請書
- ② 収支予算書（規則第13条第3号）
- ③ 見積書の写し
- ④ 既存住宅を建築した日がわかる書類
- ⑤ 既存住宅の建築物除却届の写し（建替工事の場合は工事届）
- ⑥ 既存住宅の案内図、新築住宅の案内図
- ⑦ 既存住宅の配置図及び平面図、新築住宅の配置図及び平面図
- ⑧ 新築住宅の確認済証
- ⑨ 省エネ基準に適合することが確認できる書類の写し
- ⑩ 「耐震診断結果報告書」の写しまたは「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」
- ⑪ 承諾書（所有者以外の方が申請する場合）
- ⑫ 口座番号等届出書（補助金の振込先）

※必ず工事を実施する前に補助金の申請をしてください。

（市役所から「交付決定の通知」が届きます。）

↓
工事を業者に依頼 **※工事に着手するのは交付決定日以降にしてください。**

市職員が現地を確認します

↓
除却工事のみの場合 ※除却したら、現地を職員が確認しますのでご連絡ください。

建替工事の場合 ※除却及び新築住宅が完成したら、現地を職員が確認しますのでご連絡ください。

実績報告の提出

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書（規則第13条第3号）

- ③ 建築する住宅の着工及び完了が分かる写真
- ④ 領収書等の写し
- ⑤ 新築住宅の検査済証の写し
- ⑥ 新築住宅が省エネ基準に適合することが分かる写真
- ⑦ 補助金の請求書（日付・番号を記入せずに提出してください。）

↓

（市役所から「交付確定の通知」が届きます。）

↓

補助金の振込み

交付確定日から2週間ほどで補助金が口座に入金されます。

問合せ先：島田市役所 建築住宅課 建築指導係

TEL:0547-36-7184 FAX:0547-36-7514

kenchiku@city.shimada.lg.jp